

（表面）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

印

景観重要建造物等原状回復等命令書

あなたが行った行為は、

景観法 { 第22条第1項の規定  
第22条第3項の規定により許可に付された条件  
第31条第1項の規定  
第31条第2項において準用する同法第22条第3項の規定により許可に付された条件 }

に違反しているので、同法 { 第23条第1項  
第32条第1項において準用する同法第23条第1項 } の規定

により、下記のとおり原状回復またはこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物等の名称（樹木については樹種）および指定番号
- 2 命令の理由
- 3 必要な措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。

(裏面)

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)